

2020.5.14

**当院では 新型コロナウイルスの
検査 および 治療は行っておりません。**

次の症状がある方は

帰国者・接触者相談センターにご連絡ください

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある
- 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

藤沢市保健所 帰国者・接触者相談センター

0466-50-8200（土日祝日を含む 9:00～21:00）

または

藤沢市保健予防課

0466-50-3593（平日の 8:30～17:15 まで）

**医療生協かながわ生活協同組合
藤 沢 診 療 所**

厚労省通知

「電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」 に対する病院方針について

2020年4月14日

藤沢診療所 所長 野本

2020年4月10日に厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」が発出され、4月13日より運用が開始となりました。

これにより、

初診

A 通院したことがある病院に新しい症状で受診する

B 通院したことがない病院に受診する)

を 電話・情報通信機器を用いた診療(オンライン診療)で行うことが認められました。

上記についての藤沢診療所での対応は下記のとおりとなります。

電話での初診について藤沢診療所の方針

原則行っておりません。 ※Aについては医師判断となります。

理由①: 対面診療でないため情報量が少なく責任を負った判断ができないこと。

理由②: 本人確認と被保険者であることの確認が困難であること。

申し訳ありませんが、マスク着用など感染対策をしていただき ご来院ください。